

例題 1 3

助教授 濱本 正太郎
shotaro@rokkodai.kobe-u.ac.jp

6月21日までに e-mail で届いた答案は添削してお返しします。

以下は、山本草二『国際法』(有斐閣、新版、1994) 253 ページ以下の抜粋である。これを読んだ上で問に答えよ。

「今日では……、国家は私人と同じ条件で、商工業に関する活動をみずから実施したり、公共事務と営利活動の管理・運営を行うようになっている。制限免除主義の成立する要因は、この点にあ[る]。もっともこれらの国家実行は、その内容が一元化される傾向に向かっているものの、なお現状では国際慣習法規として完全に確定するまでにはいたっていない。……

制限免除主義に関する国家実行は、まず各国の国内裁判所の判決によって形成された。……制限免除主義に関する国家実行は、条約または各国の国内法の制定によっても形成された。……もとより各国の国内法では、国際法上の基準よりもひろく免除を与えることも妨げられない。したがって、制限免除主義の適用範囲について各関係国内法にある程度の共通性がみられるにしても、それをもって直ちに国際慣習法の成立を認定するわけにはいかない。」

問 「現在、制限免除主義はすでに慣習国際法規則となっている」という主張の成否について論ぜよ。